

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在の同社C事業場（以下「事業場」という。）に配属され、宴会場の接客係として就労していた。

被災者は、上司や同僚からセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という。）を受けたこと、上司からパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を受けたこと等から、心身に変調を来したとして、平成〇年〇月〇日、D医院に受診し「適応障害」と診断された。

被災者は、平成〇年〇月〇日、自宅において、死亡しているところを発見された。死体検案書によると、死亡したとき「平成〇年〇月〇日午後〇時頃」、直接死因「窒息」、直接死因の原因「縊頸」、死因の種類「自殺」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及ん

だものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医師協議会精神部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、平成〇年〇月頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨述べている。当審査会としても、被災者の症状経過及び医学的見解等に照らし、専門部会の上記意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 「特別な出来事」について

被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）に定める「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) 「特別な出来事以外の出来事」について

ア 会社関係者からのセクハラについて

請求代理人は、会社関係者が被災者に対して、被災者がコンプレックスにしていた尻や胸などの体型について度々罵った旨主張しており、この主張を、認定基準別表1の具体的出来事に当てはめると、「セクシュアルハラスメントを受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当する。

この点、被災者作成の「パワハラによる休業について」と題する書面及び請求人作成の申立書添付のメモ書き並びに同僚Eの申述及び同僚Fの申述を総合すると、決定書理由に説示するとおり、平成〇年秋頃に、被災者は、G課長及びH課長代理から、被災者の容姿・体型に係る発言を受けたことが認められるところ、同僚E及び同僚Fの申述によると、確かに、同時期において冗談まじりに2回ほど「太ったな。どうしたんや。」と言われたことが確認できる。

そうすると、被災者が、G課長及びH課長代理から、上記のような発言を受けて不快感を覚えたものと認められるが、一件記録を精査するも、決定書理由に説示するとおり、上記のような発言が、その後も継続していたことを客観的かつ的確に裏付ける資料は認められないことから、当審査会としても、この出来事の心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

ところで、請求代理人は、検討会報告書に基づき、①セクハラが複数回なされた場合には、事業場が適切かつ迅速に対応し発病前にそれが終了したという事情がない場合には、心理的負荷の評価を強度に修正して判断すべきであること、及び、②被災者が契約社員である事情なども考慮して心理的負荷を評価すべきである旨主張する。

しかしながら、上記のとおり、本件については、セクハラが反復継続していた事実を確認することができない以上、上記①の主張は採用できず、また、上記セクハラの内容及び状況等を勘案しても、G課長及びH課長代理が、雇用関係上優位な立場を利用、あるいは、殊更意識して、セクハラ発言に及んだものとみるのは困難と言わざるを得ず、上記②の主張も採用できないことから、上記判断を左右するものではない。

イ G課長から受けたパワハラなどについて

被災者作成の「パワハラによる休業について」と題する書面及び請求人作

成の申立書添付のメモ書きには、G課長から受けたパワハラとして、①「かみの毛がネットにはいってない…。と、事務所入ったとたんどなられた。」という出来事、②有給休暇の申請手続をした際に、人格を否定するような感情的な叱責を受けたこと、③業務指導を逸脱した被災者の人格や体型、人間性を否定するほどの感情的な叱責を継続的に受けたことなどが記載されている。

この点、上記①については、決定書理由に説示するとおり、平成〇年から平成〇年の間の出来事と推認され、評価期間よりも前の出来事であるから、評価期間の業務による出来事として評価することはできない。また、上記②については、決定書理由に説示するとおり、この出来事の時期を平成〇年〇月頃とみると、被災者の本件疾病発病後の出来事であり、また、認定基準別表1に定める「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」に該当する出来事ともいえない。そして、上記③については、本件の一件記録を改めて精査するも、決定書理由に説示するとおり、出来事に関する事実関係を確認することができない。

したがって、当審査会としても、上記①から③のいずれの出来事について、評価期間における業務による出来事として評価することはできないものと判断する。

ウ 短時間勤務しかできないようにシフトを調整されたことについて

被災者作成の「パワハラによる休業について」と題する書面には、被災者が短時間勤務しかできないようにシフトを調整された旨の記載がされている。

この点については、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当するとみても、この出来事は、平成〇年〇月以降の時期に起こった出来事とすると、被災者の本件疾病発病後の出来事であるから、評価期間における業務による出来事として評価することはできないし、また、認定基準別表1に定める「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」に該当する出来事ともいえない。

エ 「ベテラン全員やめたらいい。」との発言を受けたことについて

請求人作成の申立書添付の被災者のメモ書きには、「ベテラン全員やめたらいい。」と言われたことが記載されており、この記述は、認定基準別表1

「退職を強要された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に該当するとみることができる。

しかしながら、本件の一件記録を精査するも、この発言に関する事実関係は明らかでなく、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、この出来事は、評価期間における業務による出来事として評価することはできない。

オ 評価期間中の心理的負荷の評価について

上記アないしエを総合すると、評価期間における業務による心理的負荷は、総合評価が「中」の出来事が1つであるから、当審査会としても、被災者に発病した本件疾病は、業務に起因するものと認めることはできないものと判断する。

なお、請求人らのその余の主張を子細に検討するも、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。